

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する 意見の概要(4件) ( " )	1
○保安林の指定予定の通知(2件) (治山林道課)	2
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	2
○道路の区域変更(4件) (道路課)	2
○道路の供用開始 ( " )	3
公 告	
○海洋生物資源の保存及び管理に関する 法律による県計画の変更 (漁業管理課)	〈12・28揭示〉 3
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (12・28揭示)	5
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( " )	5
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 ( " )	7
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 ( " )	7
入札公告	
○一般競争入札(高知県立幡多けんみん 病院清掃業務)の公告 (公営企業局 県立病院課)	7

## 告 示

### 高知県告示第9号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事

項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社マイカル 代表取締役 川本 敏雄
- (2) 届出者の住所  
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
高知ショッピングデパート  
高知市旭町三丁目94番地
- (4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻(1月1日、11月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの年間7日間)  
(変更前) 午前9時から午後11時まで  
(変更後) 午前8時から午後11時まで  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯(1月1日、11月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの年間7日間)  
(ア) 立体駐車場、駐車場②、駐車場③及び駐車場④  
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで  
(変更後) 午前7時30分から午後11時30分まで  
(イ) 駐車場①  
(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで  
(変更後) 午前7時30分から午後9時30分まで
- (5) 変更年月日  
平成19年12月28日
- (6) 変更理由  
来店者の利便に供するため。

### 2 届出年月日

平成19年12月26日

### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
高知市産業政策課

### 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

### 高知県告示第10号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同

条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
平成19年8月高知県告示第521号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニータウン四万十  
四万十市古津賀四丁目30番地
- 3 意見の概要  
周辺地域の生活環境の保持の見地からは影響ないものと思われる。

### 高知県告示第11号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
平成19年8月高知県告示第522号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニータウンⅡ  
四万十市古津賀字西大場1296番地1ほか
- 3 意見の概要  
周辺地域の生活環境の保持の見地からは影響ないものと思われる。

### 高知県告示第12号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
平成19年10月高知県告示第684号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) サンシャイン稲荷店  
高知市稲荷町字南三ッ地90番1ほか6筆
- 3 意見の概要  
高知市としては、意見はありませんが、以下については、特に配慮をお願いし、周辺住民の生活環境保持に努めるよう要望

します。

(1) 当該施設の冷凍機及び冷暖房機が振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)第1条に規定する特定施設又は高知市公害防止条例の特定施設に該当する場合は、届出の必要があります。また、当該施設の立地区域は、騒音規制の第4種地域に指定されています。騒音予測の結果では、一部に高い箇所がありますので、周辺の住民への配慮をお願いします。

なお、周辺の住民からの苦情等があった際には、騒音防止に努めるようにお願いします。

(2) 届出場所の用途地域は、工業地域です。この場所に高さ12メートルを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物を建築する場合は、建築確認申請の手続をする前に、「高知市中高層建築物指導要綱」に基づく届出をしてください。

(3) 敷地の南西角にある市道と県道との交差点付近は、見通しが悪いので、外壁等の設置に当たっては、視界を十分確保することができるような対策を取ってください。また、場内の各出入口には、「止まれ」のマーク等の設置などの安全対策をお願いします。

**高知県告示第13号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
平成19年10月高知県告示第685号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヤマダ電機テックランド高知2号店  
高知市介良乙1136ほか

3 意見の概要

高知市としては、意見はありませんが、以下については、特に配慮をお願いし、周辺住民の生活環境保持に努めるよう要望します。

(1) 当該施設の室外機(冷暖房機)は、高知市公害防止条例の特定施設に該当し、同条例により騒音規制の第3種地域に指定されています。騒音予測の結果では、当該施設の騒音は、環境基準値内にありますが、一部民家に近接しており、高い値を示す場所があります。周辺の住民への配慮を行い、苦情等があった際には、騒音防止に努めるようにお願いします。

(2) 届出場所の用途地域は、準工業地域です。この場所に高さ12メートルを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の

建築物を建築する場合は、建築確認申請の手続をする前に、「高知市中高層建築物指導要綱」に基づく届出をしてください。

(3) 出入口①付近の駐車場南側に水路があるので、駐輪場利用者等が水路に転落しないような対策を取るようになってください。また、駐車場内での歩行者の安全な通行確保に留意してください。

**高知県告示第14号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町打井川字小森1640の9、1640の13から1640の17まで、1640の24、字中谷1641の6

- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第15号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡檮原町川口5999、6020から6022まで
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第16号**

高知市浦戸地区、安芸郡奈半利町改谷、正月ヶ谷及び長谷の各一部地区、吾川郡いの町勝賀瀬、上八川下分並びに下八川十田及び丙の各一部地区並びに幡多郡黒潮町蜷川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 高知市
- (2) 奈半利町
- (3) いの町
- (4) 黒潮町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 高知市浦戸  
平成17年度及び平成18年度
- (2) 安芸郡奈半利町改谷、正月ヶ谷及び長谷の各一部  
平成18年度及び平成19年度
- (3) 吾川郡いの町勝賀瀬の一部  
平成17年度及び平成18年度  
吾川郡いの町上八川下分の一部  
平成16年度から平成18年度まで  
吾川郡いの町下八川十田及び丙の各一部  
平成16年度及び平成17年度
- (4) 幡多郡黒潮町蜷川の一部  
平成17年度及び平成18年度

3 成果の名称

- (1) 高知市地籍図及び地籍簿
- (2) 奈半利町地籍図及び地籍簿
- (3) いの町地籍図及び地籍簿
- (4) 黒潮町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成20年1月18日

**高知県告示第17号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年1月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町小川西 津賀才字猪場ヶ谷 1352番1から 吾川郡いの町小川東 津賀才字ウノス1678 番1まで	前	27.7 }	132
	後	36.0	
吾川郡いの町小川東 津賀才字ウノス1678 番1まで	前	28.6 }	132
	後	83.0	

高知県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年1月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町佐賀字 戎ヶ森100番イから 幡多郡黒潮町佐賀字 戎ヶ森100番2まで	前	4.4 }	242
	後	11.0	
幡多郡黒潮町佐賀字 戎ヶ森100番1から 幡多郡黒潮町佐賀字 戎ヶ森100番2まで	前	4.4 }	242
	後	16.0	

高知県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年1月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市津呂字イ ノクチ25番3から 土佐清水市津呂字イ ノクチ28番1まで	前	3.0 }	72
	後	6.1	
土佐清水市津呂字イ ノクチ28番1まで	前	4.0 }	72
	後	11.0	

高知県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年1月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川登中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市中村百笑町 2012番1から 四万十市中村大橋通 一丁目2185番1まで	前	3.5 }	525
	後	6.0	
四万十市中村百笑町 2012番1から 四万十市中村大橋通 一丁目2185番1まで	A	3.5 }	525
	B	6.0	
四万十市中村百笑町 2012番1から 四万十市中村大橋通 一丁目2182番1まで	前	8.0 }	515
	後	23.0	

高知県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年1月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町佐賀字戎ヶ森 100番1から 幡多郡黒潮町佐賀字戎ヶ森 100番2まで	242	平成20年1月18 日

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年12月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
  - (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
  - (2) 本県の水産業は、全国的には、生産量（海面漁業）で第14位、生産額（海面漁業）で第9位の位置を占めている（平成17年高知県漁業の動向）。
  - (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ20パーセント、37パーセント、31パーセント及び12パーセントとなっている（第52次高知農林水産統計年報）。
  - (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営

<p>は、予断を許さない状況となっている。</p> <p>(5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。</p> <p>(6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。</p> <p>(7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。</p> <p>(8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。</p> <p>(9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。</p> <p>(10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>(1) 平成19年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(さんま) 若干 (まあじ) 若干 (まいわし) 若干 (するめいか) 若干</p> <p>(2) 平成19年7月から平成20年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。</p> <p>(まさば及びごまさば) 9,000トン</p> <p>(3) 平成20年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(さんま)</p>	<p>若干 (まあじ) 若干 (まいわし) 若干 (するめいか) 若干</p> <p>(4) 平成20年7月から平成21年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。</p> <p>(まさば及びごまさば) 11,000トン</p> <p>3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>海域別及び期間別の数量は、定めない。</p> <p>また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。</p> <p>更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。</p> <p>(1) 平成19年7月から平成20年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まさば及びごまさば)</p> <table border="1"> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>5,500トン</td> </tr> <tr> <td>さば釣り漁業</td> <td>2,500トン</td> </tr> <tr> <td>定置漁業及び小型定置漁業</td> <td>若干</td> </tr> </table> <p>(2) 平成20年7月から平成21年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まさば及びごまさば)</p> <table border="1"> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>6,500トン</td> </tr> <tr> <td>さば釣り漁業</td> <td>2,500トン</td> </tr> <tr> <td>定置漁業及び小型定置漁業</td> <td>若干</td> </tr> </table> <p>4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>(さんま) 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まあじ) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることが</p>	中型まき網漁業	5,500トン	さば釣り漁業	2,500トン	定置漁業及び小型定置漁業	若干	中型まき網漁業	6,500トン	さば釣り漁業	2,500トン	定置漁業及び小型定置漁業	若干	<p>ないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まいわし) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まさば及びごまさば) 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。</p> <p>また、中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(するめいか) 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。</p> <p>この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項</p> <p>(1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。</p> <p>(2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。</p>
中型まき網漁業	5,500トン													
さば釣り漁業	2,500トン													
定置漁業及び小型定置漁業	若干													
中型まき網漁業	6,500トン													
さば釣り漁業	2,500トン													
定置漁業及び小型定置漁業	若干													

- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村市田野川・藤土地改良区の定款の変更を平成20年1月4日に認可した。

平成20年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
**人事委員会規則**  
 -----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第43号**

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5の4の表中「6,100円」を「6,200円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。



職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第44号**

**職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第31の1の表中

34	33
34	34
35	34

35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

に改め、同表の3の表中

30
31
32
33
33
34

34
35
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
41

34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
42
43
43
44
44
45

を

に改め、同表の5の表中

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

45
46
46
47
47
48
48
49
50
51

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46

を

41
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
45

に改め、同表の7の表中

47
47

46
46

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52

を

41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
51
51

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇

格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第45号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「高知県行政組織規則(昭和42年高知県規則第1号)」を「高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)」に改める。

別表第3中「第55条」を「第87条」に、「第69条の2第2項」を「第108条第2項」に、「第70条の4」を「第117条」に、「第46条」を「第56条」に改める。

別表第4中「第37条」を「第47条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第46号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年高知県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中「100分の14」を「100分の14.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年1月18日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式

(2) 履行場所

高知県立幡多けんみん病院病院棟及び構内(宿毛市山奈町芳奈3-1地内)

(3) 調達案件の仕様等

別に作成する仕様書による。

(4) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前に入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年から平成20年までに高知県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に記載されている者又は名簿に記載されていない者で平成20年2月8日(金)までに高知県総務部管財課において、一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の認定を受けたものであること(この場合において、同年1月25日(金)午後5時までに当該認定に係る申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない場合がある。))。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 医療法(昭和23年法律第205号)第15条の2及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定める清掃の業務を適正に行う能力のある者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示す入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号788-0785

宿毛市山奈町芳奈3-1

高知県立幡多けんみん病院総務課

電話番号0880-66-2225(直通)

(2) 入札説明書の交付の期間及び場所

ア 期間

平成20年1月18日(金)から同月30日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間

イ 場所

(1)の場所

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成20年2月26日(火)午後1時30分(郵送の場合は、書留郵便とし、同月25日(月)午後4時までに(1)の場所に必着すること。)

イ 場所

宿毛市山奈町芳奈3-1

高知県立幡多けんみん病院3階大会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格を満たすことを証明する書類を3の(1)の場所に平成20年1月30日午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札参加者は、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 最低価格の入札者を落札者とし不在の場合  
この一般競争入札は、低入札価格調査の基準価格を設定し  
ており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の  
価格をもって入札した者であっても、必ずしも落札者となら  
ない場合がある。
  - (7) 手続における交渉の有無  
無
  - (8) 契約書の作成の要否  
要
  - (9) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Contractor: Kuniyasu Yamashita, Director, Kochi  
Prefectural Hata-Kenmin Hospital
  - (2) Nature and quantity of the services to be required:  
Cleaning of the Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital
  - (3) Deadline for the submission of documents to certify  
the qualification: 5pm, 30st January, 2008
  - (4) Date and time of tender: 1:30pm, 26th February, 2008  
(Bid form submitted by registered mail must arrive no  
later than 4pm, 25th February, 2008)
  - (5) Contact Address: Institution Management Section  
General Affairs Division, Kochi Prefectural Hata-Kenmin  
Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City, Kochi  
788-0785 Japan  
Tel: 0880-66-2225